

令和6年3月29日
第2回茅ヶ崎市立松林公民館
運営審議会資料4-1

令和6年3月29日

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会
会長 細田 勲 様

茅ヶ崎市立松林公民館
館長 西山 昭一

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に参加してもらうために必要な方策について

2 理由

公民館は社会教育活動の場として、市民の「つどう（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）・まなぶ（自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）・むすぶ（地域のさまざまな機関や団体の間にネットワークを形成）」を支援する機能を有しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館や主催事業の中止等、様々な制限がありました。現在は制限も解除され、主催事業や各サークルの活動も復活し、徐々にコロナ以前の状態へ戻ってきているところですが、この約3年くらいの間に公民館利用者や利用サークル団体においても高齢化や新規会員の獲得が難しくなり、活動を止めてしまうサークルも出てきている状況です。また、小学生や一部の中学生の利用はあるものの、他の世代の利用が少なく、地域住民の中には公民館の存在を知らない方たちもまだまだたくさん存在しています。このような状況を打破していくためにも、公民館を通じて、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の拠点として、多様な学習活動の提供や、放課後の子どもたちの居場所づくりの提供等を行うとともに、公民館をあまり利用していない方たちにも来てもらい、地域の重要な担い手となってもらえる様な方策を考えていくことが必要と考えます。

以上のことから、上記1の「検討を求める事項」において諮問をいたしますので、御審議の上、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和7年3月